

フランスにおける少子化と政策対応

柳 沢 房 子

- ① 1990年の「1.57ショック」以降、日本では「エンゼルプラン」他の少子化対策が展開されてきた。しかし出生率低下は止まっていない。海外の先進国でも、1970年・80年代にかけて出生率は低下傾向となった。その中でフランスは、出生率上昇政策をとることを表明しており、2006年には2.0に達して、少子化対策のモデル国として注目されている。
- ② フランスの家族政策の歴史的な端緒であり、現在でも政策の中核は、子育て支援の家族給付制度である。19世紀末に一部の企業で始まった労働者への家族手当が、業種や地域を通じて全国に普及し、1932年には法制化された。当時の急激な少子化への危機感を背景に、手当の対象は労働者以外にも拡大し、第二次大戦後に構築されたフランス社会保障制度の中では、最も充実した全国民的な制度となった。その後、給付は多様化し、国民の大多数に支持されている政策である。特に低所得層やひとり親に対して、給付は大きな経済的支援であり、家族給付を含む社会保障給付・税制の再分配効果は高い。
- ③ 家族政策を所掌しているのは労働・社会関係・連帯大臣であるが、フランスの特徴として、行政府、立法府、関係団体、自治体、労使代表などから構成される「全国家族会議」が毎年開催され、家族政策の決定・遂行に大きな役割を果たしていることがあげられる。
- ④ フランスの所得への課税は、家族を単位とし、子どもの数が多いほど有利なN分N乗方式をとっている。同じ所得の場合、家族が多いほど税負担が緩和される効果を生む。
- ⑤ 育児休業は1977年に導入後、所得保障やパートタイム型休業などの条件整備が進んだ。2002年には2週間の有給の父親休暇も導入された。女性の育児休業取得率は1/2から1/3で、男性は、父親休暇は取得するが（被用者の8割）、育児休業の取得者は1/100である。
- ⑥ フランスでは幼児教育も早くから充実させてきた。3歳以降はほぼ100%が保育学校に就学する。母親の就業に問題となる3歳未満児の保育では、2005年時点で4割強が保育サービスを受けている。2/3は保育ママによる在宅保育であるが、親の要望も強く、経済的にも低負担の集団保育所の増設が、現在の家族政策の重点である。給付、税制、休業、保育と多面的で充実した家族政策は、社会階層による出生率格差を縮小する効果もある。
- ⑦ 出生率の上昇を目的として、伝統的な家族に対する経済的支援策として出発したフランスの家族政策は、市民がその生活のあり方を自由に選択することを支援する、両立支援型に転換してきた。現在は、両立が最も困難な乳幼児養育の時期の支援のために、保育が家族政策の重点に置かれている。労働と生活の調和は少子化にも高齢化にも必要な対策であるということは、フランスのみならず、ヨーロッパ全体での共通認識ともなっている。

フランスにおける少子化と政策対応

柳 沢 房 子

目 次

はじめに

I 家族政策の歴史と制度

- 1 家族政策前史—家族手当法制定まで
- 2 社会保障制度としての家族政策の確立—1945年まで
- 3 家族支援策の展開—1970年代まで
- 4 現在の家族政策—1980年以降
- 5 家族政策決定・遂行の制度
- 6 女性の就業

II 家族給付

- 1 家族給付の内容
- 2 家族給付と所得再分配

III 税制

IV 育児休業と企業の育児支援策

- 1 育児休業
- 2 父親休暇
- 3 企業と育児支援策

V 保育サービス

- 1 保育の形態と動向
- 2 待機児童問題
- 3 保育にかかわる費用負担

おわりに

はじめに

いわゆる「1.57ショック」によって、出生率の低下が日本の大きな社会的問題と意識され、政策課題となったのは1990（平成2）年のことである⁽¹⁾。1994（平成6）年には、少子化社会対策の本格的な取組みの第一歩として、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が、文部、厚生、労働、建設の4大臣合意によって策定された。この施策は、1999（平成11）年の「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」、2004（平成16）年の「少子化社会対策大綱の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」、2005（平成17）年の「新しい少子化対策」へと拡充されたが、その間も合計特殊出生率の低下は止まらず、2005年にはこれまでの最低水準の1.26を記録した。2006年には1.32へと回復したものの、出産適齢世代の数が先細りにあること、2007年に入ってからの出生数が伸びていないことから⁽²⁾、人口減に歯止めがかかったとはいえないとの見方が主流である⁽³⁾。

海外の先進国でも、1970年から1980年ごろにかけて、全体として合計特殊出生率が低下傾向となってきた。現在、日本を含めて、欧米等の先進地域に属する国々では、出生率は人口置き換え水準（概数で2.1）を上回る回復には至って

いない。しかし、1990年頃から、国によって上昇への動きが見られるようになった。もっとも、出生率が低いことを懸念していても、政策的には介入しない方針の国が多い。その中で、フランスは、1970年代から現在まで、一貫して低出生率を政策的に上昇させることを表明している⁽⁴⁾。フランスでも出生率は1970年代以降低下を続け、1993年から1994年にかけて、1.65まで落ち込んだが、その後、1990年代後半から順調な回復を示し、2005年にはアイルランドと共にEUでの出生率のトップとなり、2006年には2.0に達した⁽⁵⁾。従来から、手厚い家族関係給付などの充実した家族政策で知られるフランスであるが、この動向については日本でも報道が相次ぎ⁽⁶⁾、今年に入って内閣府に設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議でも、フランスの家族政策を日本に導入した場合の予算規模の試算が行われる⁽⁷⁾など、少子化対策のモデル国として注目されている。

本稿では、フランスで実施されている家族形成を支援し、少子化を克服するための政策を、その制度、現状、課題について、日本との比較の観点も入れつつ、概観する。

I 家族政策の歴史と制度

1 家族政策前史—家族手当法制定まで

フランスの家族政策の歴史的な端緒であり、

(1) 1990（平成2）年に発表された前年1989（平成元）年の合計特殊出生率は1.57である。これは1988（昭和63）年の1.66から大きく落ち込み、かつ、それまで戦後では最低を記録していた「丙午」の1966（昭和41）年の1.58を下回る数字であった。

(2) 「人口動態統計速報（平成19年5月分）」

〈<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2007/05.html>〉

(3) 「第3子・高齢出産が増加 出生数は微増 人口減歯止め不透明」『日本経済新聞』2007.6.7.

(4) United Nations, *World population policies 2005*, p.214.

(5) INSEE, *Bilan démographique 2006 : un excédent naturel record Insee Première n°1118, janvier 2007*, p.1. 〈<http://www.insee.fr/fr/ffc/ipweb/ip1118/ip1118.pdf>〉

(6) 「仏出生率、2の大台 国立統計研「欧州トップ」と予測」『朝日新聞』2007.1.18；「スキャナー フランスは産んでいる 出生率2.005 国・企業 手厚い支援」『読売新聞』2007.1.28.

(7) 第2回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議「基本戦略分科会」（2007.4.11）配布資料3 「フランスの家族関係社会支出の日本の人口規模換算」内閣府ホームページ 〈http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/kihon/k_2/pdf/s3.pdf〉

現在でも制度的に中心となっているのは、子育て支援のための家族給付制度である。もともと、フランスでの家族給付は、19世紀末から20世紀初にかけて、一部の企業で、子どもを養育する労働者に賃金への上乗せの手当として給付されたことに始まる⁽⁸⁾。1917年には、まず公務員について家族扶養のための付加賃金が法制化された⁽⁹⁾。1918年には、グルノーブルで企業間協定による家族手当補償金庫が設立された。民間のこの動きは第一次大戦後急速に広がり、個別企業を超えて、業種ごと、あるいは地域ごとの企業間協定で「金庫Caisse」が設置され、同種・同地域の企業間で公平な手当給付が行われるようになった。この「金庫」は1920年にわずか6で1万2千弱の家族に手当を支給していたが、1930年には260、加入企業数3万2千、適用労働者数188万人、受給家族数は48万に達した⁽¹⁰⁾。

この広がりを背景に1932年に家族手当法が制定され、同法は労働法典の「賃金」の項に編成された。法制化の後、1938年には県ごとに額が統一され、全国補償基金が設置されるなど全国的な制度が整備された。この時点では、加入企業数45万、適用労働者数540万人、受給家族数は164万となり、商工業者や自由業者の家族の90%以上が実際に家族手当を受給することとなった⁽¹¹⁾。手当額は県内の平均賃金を基に定められ、第1子は基準給の5%、第2子は10%、第3子以降は15%と、子どもの数が増えるに従って、子ども一人当たりの給付も増加すること、支給年齢の上限は勉学・就労の状況によって17歳まで、などが定められた⁽¹²⁾。

2 社会保障制度としての家族政策の確立—1945年まで

一方、国の制度として家族給付制度が確立した1930年代に、フランスでは少子化による人口減少が進んでいた。第一次世界大戦中に出生数が急激に落ち込んで、大戦後も若者の結婚と出産が減少したことから、出生数は1930年に75万人、1935年に64万人、1940年には56万人へと減少が続いた(図1参照)。この少子化への危機感から、フランスでは1939年2月に上院に人口問題高等委員会が設置され、その意見に沿って、同年7月に家族法典が制定された。家族法典は、フランスにおける家族単位の物質的福祉を増進させることにより、出生率の上昇をもたらすことを目的とするもので、この目的に沿った各種の社会立法の基礎を提供するものであった。これまでは追加賃金という位置づけで労働法典に規定されていた家族給付も、この家族法典に組み込まれて、被用者のみならず、使用者や自由業・自営業者へも適用が拡大された。ただし、家族法典に規定された給付の体系は、産前手当の新設、結婚後早期の第1子出産に産前奨励金を創設するが第1子への手当は削除、子どもの数が増えるほど優遇を強化、出産によって所得を失う主婦への専業主婦母親手当の創設など、特に専業主婦のいる多子家庭(3人以上の子どものいる家庭)を支援することで出生率の回復を図ろうとするものであった。専業主婦母親手当は、1941年には、被用者としての稼ぎ手が一人である世帯に対する単一賃金手当となった。家族手当と単一賃金手当とは1950年代まで家族政策の柱となり⁽¹³⁾、母親の就労率の

(8) 上村政彦「フランス家族手当法の生成と発展」『国際社会保障研究』No.10, 1973.3, p.3.

(9) D.Ceccaldi, *Histoire des prestations familiales en France*, Paris:Union Nationale des Caisses d'Allocations familiales, 1957, p.16.

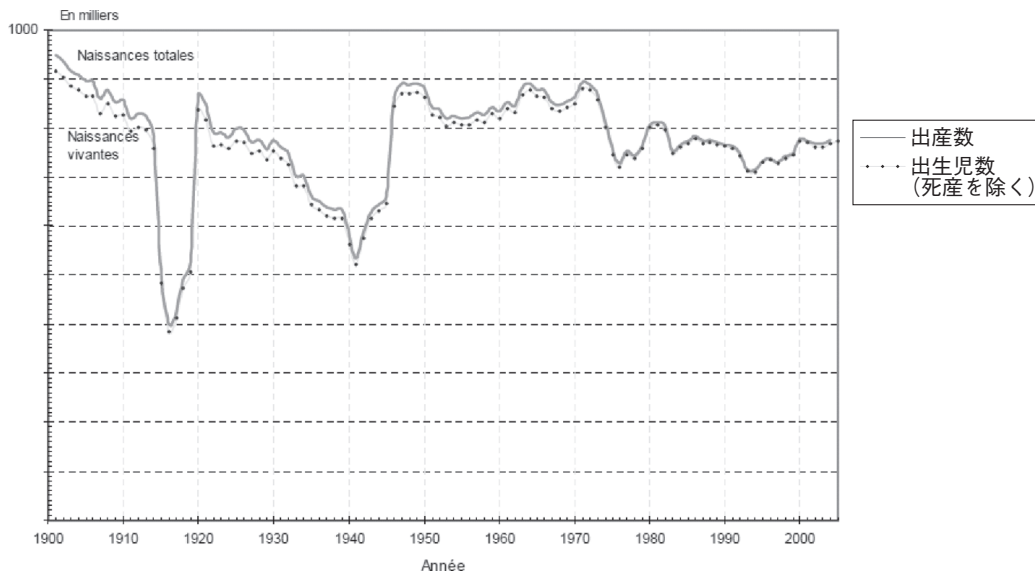
(10) *Ibid.*, p.21.

(11) *Ibid.*, p.51.

(12) *Ibid.*, p.67.

(13) 1961年には家族手当金庫からの給付額中、家族手当が58.3%、単一賃金手当が28.1%を占めた。Jacques Hochard, *L'institution française des prestations familiales : etudes*, Paris:Union nationale des caisses d'allocation, 1961, p.10.

図1 フランスの出生数の動向



(出典) INSEE (フランス国立経済統計研究所), Nombre annuel de naissances totales et de naissances vivantes <http://www.insee.fr/fr/ppp/ir/SD2004/dd/pdf/sd2004_gfl_1.pdf>

低下も見られた⁽¹⁴⁾。

第二次大戦期には、イギリスの戦後社会保障制度の基礎となった1942年のベヴァリッジ報告を参考に、フランスでも社会保障長官ピエール・ラロックを中心に社会保障計画の検討が進んだ。その結果、1945年に公布された社会保障の組織化に関するオルドナンスによって、フランスの社会保障は、社会保険、労働災害補償、家族手当の3部門を主要な柱とするものとして編成された。これに合わせて、1945年から翌1946年にかけて、従来の使用者の運営による家族手当補償金庫が廃止されて社会保障制度としての家族手当金庫が設立され、家族給付制度の法体系も整備された。この時期の社会保障制度は、職種による制度が混在、失業保障がないなど、多元的で欠落の多いものであったが、家族給付は、戦時下よりも充実した全国的な制度となった⁽¹⁵⁾。

また、1945年には、家族政策研究・諮問機関

として国立人口問題研究所 (Institut national d'études démographiques)、人口及び家族に関する高等諮問委員会 (Haut Comité consultatif de la population et de la famille、1985年に現在のHaut Conseil de la population et de la familleに改組)、家族の利益代表団体として全国家族協会連合 (Union nationale des associations familiales) が、いずれも家族政策にかかわる機関として設置された。同じく1945年末の1946年予算法では、税制面でも子どものいる家族を支援する家族係数が導入された。

3 家族支援策の展開—1970年代まで

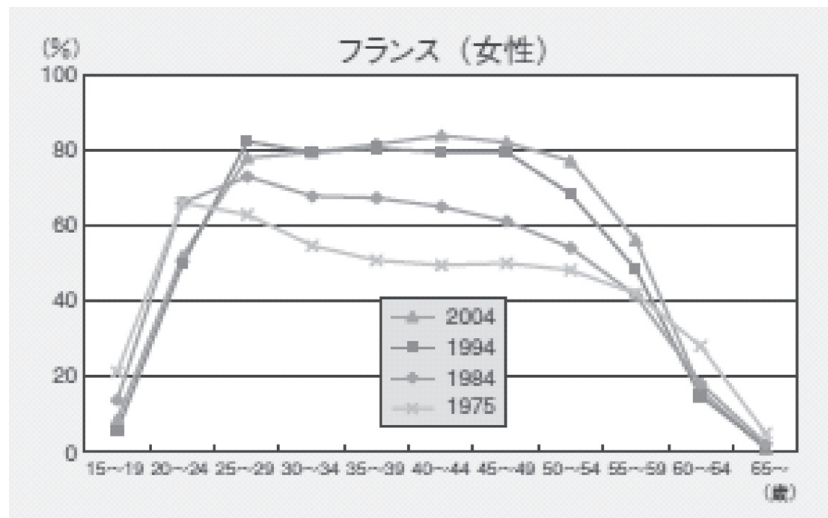
このように、フランスでは、既に戦後の社会保障制度の出発点において、子どもを育てる家族を経済的に支援するシステムができあがっていた。戦後、家族手当金庫から支給される給付は、新設と統合を繰り返して現在に至るが、大きな流れとして次の三点が見られる。

tions familiales, [1963], p.111.

(14) 1946年から54年にかけて、二児の母の就労率は23%から17.5%へ、三児以上の母の就労率は12.5%から9.8%に低下した。Jacqueline Martin, "Politique familiale et travail des femmes mariées en France: Perspective historique 1942-1982", *Population*, Vol.53 (1998), p.1140.

(15) 社会保障研究所編『フランスの社会保障』東京大学出版会, 1989, p.98.

図2 フランスの年齢階級別女性労働力率の推移（1975-2004年）



(出典) 内閣府『男女共同参画白書 平成19年版』p.20.

一つは、子どものいる家族への支援の多様化と拡大である。これは例えば、死別による片親家庭に対する孤児手当（1970年導入）、新学期に発生する子どもの修学費用のための新学期手当（1974年導入）、3歳未満の乳幼児のいる家庭への直接支援の拡充としての乳幼児手当（1985年導入）などに見られる。

二点目は、本来は家族を基礎とした手当として創設されたものが、子どもの存在や家族の形成を条件としない一般的な社会福祉的給付に発展していることである。これは例えば、障害児の教育のための特別養育手当（1963年導入）の未成年及び成年障害者手当（1971年導入）として家族以外への適用拡大、当初は家族に対しての給付であった住宅手当（1948年導入）を個人に対しても個人住宅手当（1977年導入）として拡大、就労努力を行っている生活困窮者に対する参入最低限所得の創設（1988年）などである。

三点目として、女性労働の進展、特に働く母親の増加に伴って、就業や保育に係る給付や、子どもの保育施設への給付が導入、拡大されてきたことがあげられる。図2に見るように、フランスでも、1970-80年代までは、女性労働力率はゆるやかなM字カーブを描いていた。90年

代前半においても子育て期の女性労働力率がやや落ち込んでいるが、現在ではこれが解消し、逆U字カーブとなっている。1970年代には、家族政策が、伝統的家族の支援から、共働きの家族やひとり親も含めて、家族と女性の多様な生活の選択の支援へと大きく転換した。共働き家族に対しての最初の家族給付である保育費手当（1972年導入）、協議離婚を導入した離婚法大改正（1975年）と単親手当の創設（1976年）、保育ママの認可制度の導入（1977年）、単一賃金手当・専業主婦母親手当・保育費手当を家族補足手当として統合（1978年）、家族手当金庫による保育所設置支援の新制度創設（1983年）などにこの動向を見ることができる。

4 現在の家族政策—1980年以降

家族のあり方、女性の生活が大きく変化してきた70年代には出生数が大きく落ち込み（図1参照）、人口問題は再び大きな政策課題となった。1981年に誕生した社会党政権は、社会的不平等の是正を掲げ、家族への給付の増額、家族・子供に対する支援としての保育所増設、女性の権利の保障を公約した⁽¹⁶⁾。1983年には男女職業平等法が制定され、また、上述の家族手

(16) 国立国会図書館調査及び立法考査局商工課「ミッテラン政権の経済政策とフランス経済」『レファレンス』Vol.32 No.6, 1982.6, pp.88-89.

当金庫による保育所設置運営支援制度「保育所契約Contrat Crèche」も創設された⁽¹⁷⁾。これ以前も、家族手当金庫が個別家庭への給付以外に行う社会福祉活動の一環として、保育所への費用補助は行われていたが、費用の8割以上を自治体と親が負担していたのを⁽¹⁸⁾、以降は、家族手当金庫が4割以上の費用補助を行うこととなった。現実には、高失業、財政逼迫の中で保育所の増設は公約のように進まなかったが⁽¹⁹⁾、この制度は、その後、保育所から余暇センターなど他の幼児関連施設や若者のための施設へも適用を拡大しつつ、現在に至っている。

また、女性の就業増に対応して、1985年に育児親手当が創設（1994年に適用拡大）されるなど、家族給付も変化してきた。1990年代に入ると、就業と家庭との間で個人が自由に選ぶ生活スタイルを国が支援するという「自由選択」がその後の家族政策のキーワードとなったが⁽²⁰⁾、給付のあり方は、時に多くの女性が給付を受けて労働市場から退き、家庭に留まってしまう効果をもたらした⁽²¹⁾。しかし、1990年代後半には、高失業による貧困層の増大、社会保障制度、なかでも年金制度の持続性が政策課題として論議される中で、「社会的統合」「就業増」に向けて、女性の就業を支援する方向へと家族政策も転換してきた。特に重点を置くべきとされるのが、保育サービスの整備である。社会保障大臣は2006年11月に、今後の家族政策の

方向を示すプランとして「乳幼児プラン」を発表した。ここでは、国民が就業と家庭の調和を望み、なかでもカップルの大多数は共働きを希望することから、これに応えるために政府は大胆に保育の充実に取り組む、と述べられている⁽²²⁾。1990年代後半以降、フランスのみならず、EU全体の社会政策も、就業率向上・男女平等・福利増進のためにワークライフバランスの重視へと向かっている。具体的に進めるべき政策は保育と育児休業、とりわけ保育サービスであるとして、具体的な数値目標を設定して各国に対策を要請している⁽²³⁾。

5 家族政策決定・遂行の制度

フランスの行政府は、そのときの政策に応じてしばしば編成を変える。家族政策はおおむね社会保障・保健担当省が所管してきたが、そのときにより、独立の省となったり、専任の閣僚が置かれる。現在は、労働・社会関係・連帯大臣が家族・子ども問題を所掌している⁽²⁴⁾。

また、フランスの特徴として、年に一度開催される「全国家族会議 Conférence de la famille」が家族政策の決定・遂行に大きな役割を果たしていることがあげられる。これは、首相が主催し、関係大臣、上院の社会問題委員長、国民議会の文化・家族・社会問題委員会委員長に加え、家族政策についての全国的団体である全国家族協会連合会、家族手当金庫、さら

(17) Jacqueline Ancelin, *L'action sociale familiale et les caisses d'allocations familiales : un siècle d'histoire*, Paris: Association pour l'étude de l'histoire de la sécurité sociale, 1997, p.362.

(18) *Action sociale; rapport de la Commission*, Documentation française, 1971, p.24.

(19) J.Jenson and M.Sineau, "France: Reconciling Republican equality with 'Freedom of choice'", *Who cares?* Toronto: Univ. of Toronto Press, 2001, pp.94-96.

(20) シラクが大統領選挙に立候補した折、「自由選択手当」創設の構想が述べられている。Ibid., p.110.

(21) 女性の就業増や国の女性政策と家族政策のこの乖離を、「French paradox」と名づける論者もいる。Anne Revillard, "Work/family policy in France: From state familialism to state feminism?", *International journal of law, policy and the family*, Vol.20 No.2, 2006.5, p.134.

(22) "Dossier de presse : Presentation du Plan petite enfance 7 novembre 2006", p.2.

(http://www.famille.gouv.fr/doss_pr/plan_petite_enfance/dossier_de_presse.pdf)

(23) 「ワークライフバランス EUの取り組みとその背景」『Europe』No.250, Summer 2007, pp.2-7.

(24) 労働・社会関係・連帯省の家族・子ども関係ページは以下を参照のこと。

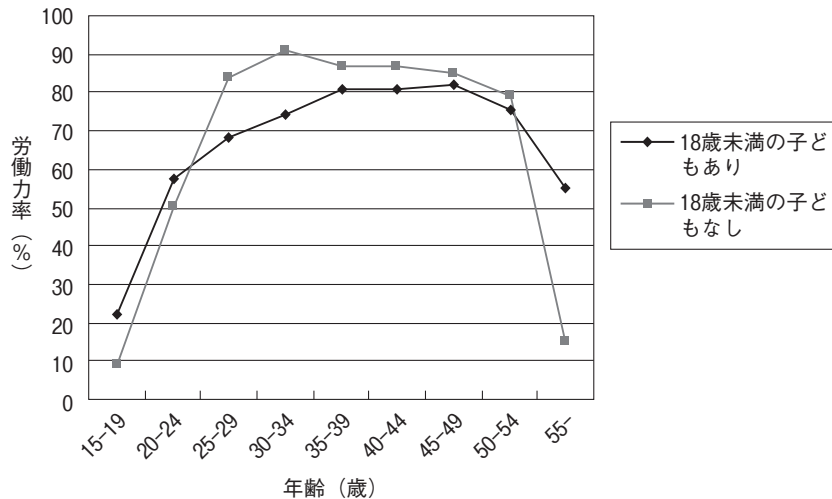
(<http://www.travail-solidarite.gouv.fr/espaces/famille-enfance/774.html>)

表1 日仏の年齢階級別女性労働力率

年齢	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-	総数
日 (2006)	16.6	70.1	75.7	62.8	63.6	71.4	74.0	70.5	60.3	40.2	13.0	48.5
仏 (2004)	8.6	51.7	77.9	79.4	81.3	83.8	81.9	77.0	56.2	16.2	-	49.2

(出典) 厚生労働省『働く女性の実情 平成18年版』より作成

図3 フランス：18歳以下の子どもの有無による女性労働力率（2005年）



(出典) INSEE, Equête emploi 2005 PACT08 : Population active selon le sexe, la situation dans le ménage, l'état matrimonial, l'âge quinquennal et la présence d'enfants de moins de 18 ans
http://www.insee.fr/fr/ppp/ir/EEC05/dd/excel/EEC05_PACT08_2005.xls

に自治体や労使団体代表等が構成する会議で、家族政策の進捗状況が報告され、新たな家族政策が発表される。1982年に第1回が開催され、1994年に「家族に関する法律⁽²⁵⁾」によって法的根拠が与えられ、1998年には会議を所管する家族問題関係省庁連絡会が設置された。「全国家族会議」が新たな政策を公表する場となっているため、新政策の公表に向け、会議開催の数か月前から、関係省庁・団体間で事前折衝が行われる。これまでこの会議において、出産時の2週間の父親休暇の創設 (2001年)⁽²⁶⁾、乳幼児受け入れ手当の創設 (2003年)⁽²⁷⁾などが決定された⁽²⁸⁾。2007年は、8月現在、まだ開催され

ておらず、家族政策決定機能強化のための再編が検討されていると報道されている⁽²⁹⁾。

6 女性の就業

近年の家族政策は、女性の就業とワークライフバランス支援の方向へと向かっている。ここで、女性の就業の動向を、日仏を比較しつつ、概観しておく。

日仏の女性労働力率は表1のとおりである。

次に母親の有業率をみると、フランスでは図3、日本では図4のとおりである。

フランスでは、20代後半から40代までの母親の有業率は70~80%に達している。一方、日本

(25) Loi n° 94-629 du 25 juillet 1994 relative à la famille.

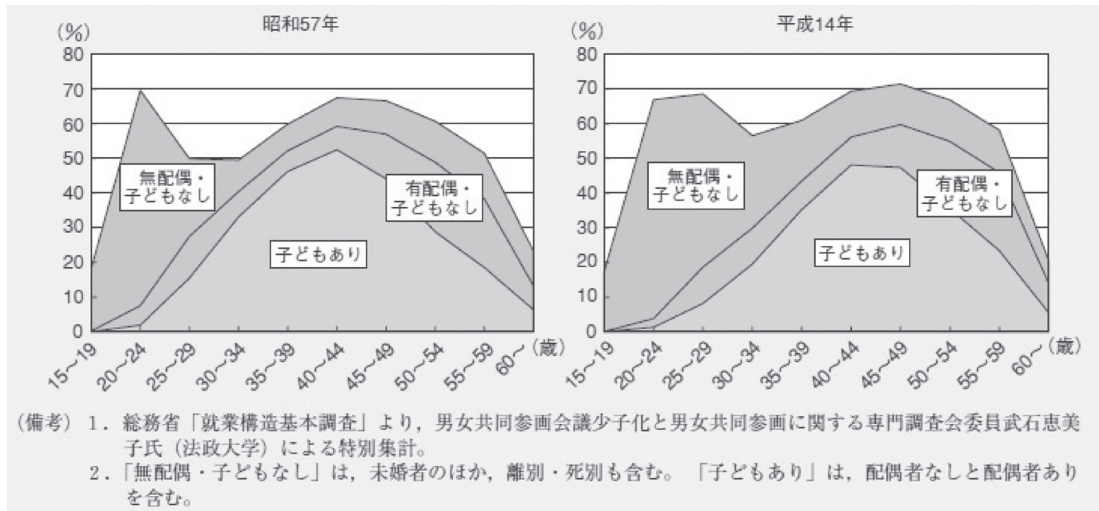
(26) Loi n° 2001-1246 du 21 décembre 2001 de financement de la sécurité social pour 2002.

(27) Loi n° 2003-1199 du 18 décembre 2003 de financement de la sécurité sociale pour 2004.

(28) 1996年から2004年までではあるが、全国家族会議での主要な議題や決定された財政支援規模については、全国家族協会連合の以下のページで見ることができる。“Conférences de la Famille : quel bilan 1996-2004 ?”
http://www.unaf.fr/article.php3?id_article=87

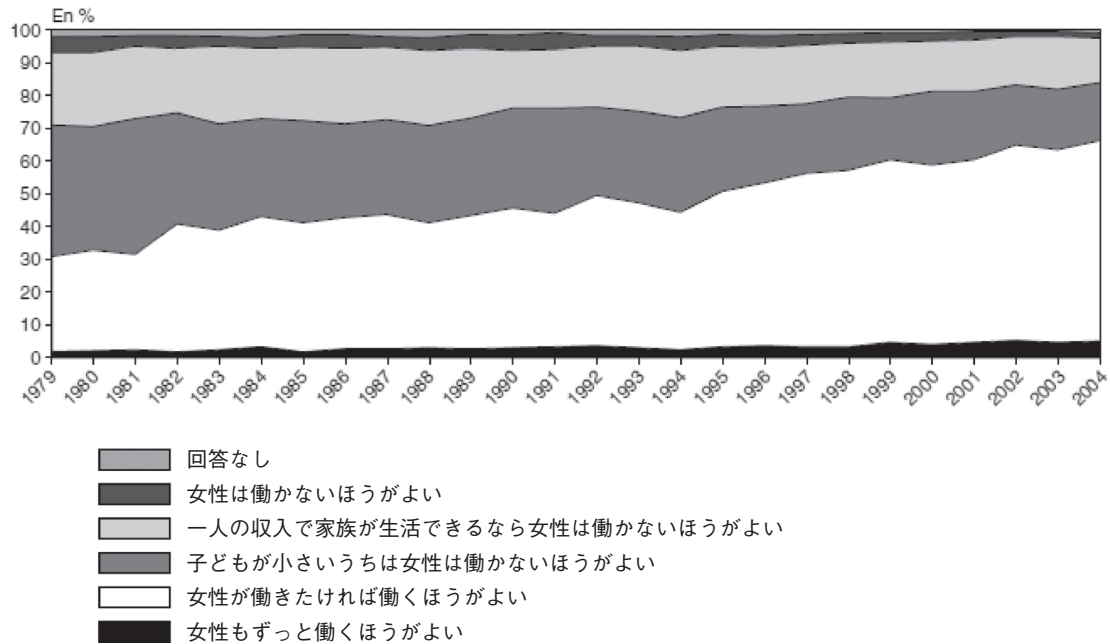
(29) “Vers la création d'un Conseil d'orientation des politiques familiales” *Les Echos*, 2007.8.7.

図4 日本：女性の家族関係別にみた有業率



(出典) 内閣府『男女共同参画白書 平成19年版』,p.73.

図5 フランス：世論調査による、女性の就業に関する意識



(出典) INSEE, "Femme, hommes : différences et inégalités" Economie et statistique No.398-399, 2006, p.94.

では、近年、30代にあったM字の底が上がってきているが、これは主に30代の未婚者の増加によるもので、「子どもあり」層の有業率は1980年代からみても大きく変化せず、30代では20～30%にとどまっている。

女性の就業に関する意識の変遷を見ると、フランスは図5、日本は図6のようになる。

フランスでは1979年から2004年にかけて、子の年齢とかかわりなく女性が働くことに同意する意見が30%から70%弱へと大きく増えた。日本でも、子どもができて職業を継続すること

への賛成は2007年で43%に達しているが、一方で、子どもができたなら仕事をやめる、ないし、中断することへの賛成もほぼ同程度である。

II 家族給付

1 家族給付の内容

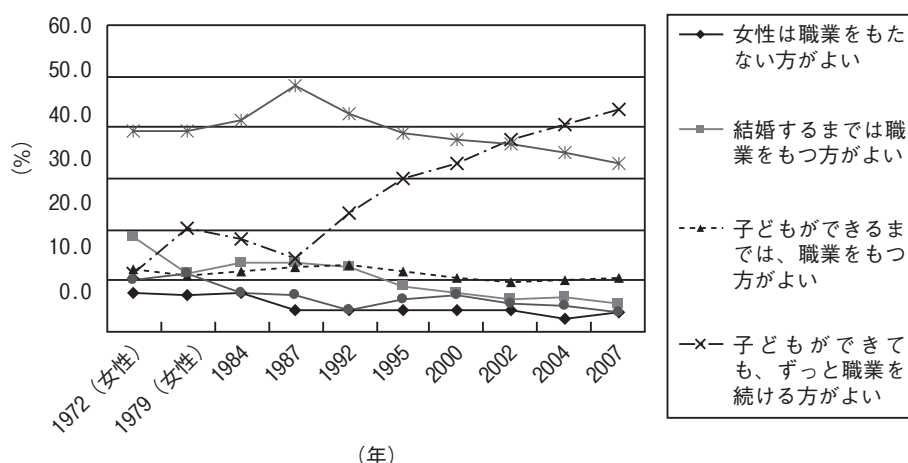
上に述べたように、フランスでは1930年代に家族給付の制度ができ、その後、目的別の各種手当の創設、統合などが行われているが、一般的な扶養手当、出生関連の給付、特定の目的別

表2 フランスの児童関係手当

項目	手当の名称 (創設年)	内 容	額 (2007年、ユーロ、カッコ内はおよ その円換算)	受給者 (2006年、千人)
日常生活経費	家族手当(1932)	・第2子以降の20歳未満の子どもを対象とする 基本の児童手当 ・所得制限なし	月額 2子：119.13 (2万円) 3子：271.75 (4.5万円) 以降1人につき152.63 (2.6万円)	4,619
	年齢加算	家族手当給付対象の①11-16歳、②16-19歳の子 どもに加算	月額 ①33.51 (0.6万円)、 ②59.57 (1万円)	2,412
	家族補足手当 (1978)	・3歳以上の子どもを3人以上扶養する家庭に 給付 ・所得制限あり (子ども3人で33,981ユーロ)	月額 155.05 (2.6万円)	830
	新学期手当 (1974)	・新学期に、修学年齢 (6-18歳) の子どもの 養育者に支給 ・所得制限あり (子ども1人で年収21,991ユー ロ=約268万円)	年1回 (9月) 272.57 (4.6万円)	2,836
出生関連給付	乳幼児受入手当 (2004)	(手当の内容は下記の4種類)		2,027
	1. 出産・養子 手当	・出産や、養子 (20歳未満) 縁組の際に支給 ・所得制限あり (子ども1人で年収32,328ユーロ =約540万円)	出産時 855.25 (14.3万円) 養子時 1710.49 (28.6万円)	55
	2. 基本手当	・3歳未満の乳幼児の養育者に支給 ・所得制限あり (子ども1人で年収32,328ユー ロ=約540万円)	月額 171.06 (2.9万円)	1,825
	3. 就業自由選 択補足手当	・3歳未満児がおり、就業中断、あるいはパー トタイム労働の者に支給 ・支給期間は、子ども1人で6ヶ月まで、2人 以上で3歳到達まで。	就業中断で基本手当を受給していない 場合、530.72 (8.9万円)	587
	4. 保育方法自 由選択補足手 当	・6歳未満の子どもの保育方法を自由に選択可 ・所得・子ども数・保育方法に応じて、保育者 への給与・社会保険料を補助	(例) 年収15,123ユーロ (252.8万円) 以下の家庭で、3歳未満の子ども 1人の保育者を自宅で直接雇用の 場合、月額374.35 (6.3万円)	494
ひとり親への給付	単親手当 (1976)	・単身の妊産婦、または3歳までの子を養育す る単身者への所得補助 ・過去3ヶ月の所得が家族保障所得額に達しな い場合、保障額から本人の所得額を差し引い た差額を、子が3歳に達するまで支給 ・住宅補助あり ※ひとり親が自分の家族と同居していても支給 される。	・所得保障額 (月額) は妊産婦 561.18 (9.4万円)、子ども1人748.24 (12.5万 円) ・住宅補助 (月額) は妊産婦 52.90 (0.9 万円)、子ども1人 105.81 (1.8万円)	216
	家族支援手当 (1985)	・20歳未満の子を1人で養育する者、あるいは 両親のいない子を養育する者へ支給 ・子どもの養育費支払い義務のある親はその遂 行が求められ、家族手当金庫はその要求を代 行する援助を行う。	・一方の親の支援のない子ども 月額83.76 (1.4万円) ・両方の親の支援のない子ども 月額111.68 (1.9万円)	684
障害児給付	特別養育手当 (1975)	・20歳未満で50%以上の障害のある子どもを養 育する者へ支給 ・手当は障害の度合による。ひとり親への加算 あり。 ・所得制限なし	・基本の手当月額 (障害等級で加算) 119.72 (2万円)	147
住宅補助	家族住宅手当 (1949)	・家族給付の受給権者で、家賃を支払っている 者に支給 ・住居、家族構成、年収などに応じて額は変動		1,199

(出典) フランス全国家族手当金庫ホームページ (<http://www.cnaf.fr/>) その他より作成。
報告省令レート (平成19年9月分) により、1ユーロ=167.14円として換算。

図6 日本：女性と職業に関する世論調査



(出典) 内閣府『男女共同参画社会に関する世論調査』(平成4年版までは『男女平等に関する世論調査』)より作成。1972年、1979年は女性のみ、それ以降は男女が調査対象である。

給付など多くの手当が、家族手当金庫から給付されている。

基本となる手当は、第2子以降の20歳未満の子どもを対象とした、所得制限なしの「家族手当」である。第1子についても、出生時から3歳までは「乳幼児受け入れ手当」が支給される。その他、ひとり親や障害児への手当があり、また、国民一般を対象とする住宅給付も家族手当金庫から給付される。また、フランスでは初等教育から大学まで公教育が無料で、教育費負担が少ないが、11歳から19歳の子どもには「家族手当」に年齢加算があり、目的別給付の中には所得制限つきであるが、新学期に就学準備のための手当があるなど、子どもの教育への配慮もみられる。これら手当の一覧は表2のとおりである。参考までに、1999年の国勢調査では、フランスで0-24歳の子どもがいる世帯は約860万、うちカップルと子どもで構成される世帯が約711万、ひとり親世帯が約149万である⁽³⁰⁾。

家族手当は、各地の家族手当金庫から支給される。同金庫は家族手当をはじめとする世帯や個人への給付と、保育サービスなどの社会福祉

活動への給付を行う、国と契約関係にある機関で、労使代表、家族団体代表、政府委員などから成る理事会が金庫の運営に責任を負っている。全体の運営と財政は全国家族手当金庫で統括し、各地に123か所の金庫がある。金庫の財源は、使用者負担(事業主は賃金総額の5.4%を負担金として支払う)と国庫負担(一般福祉税、国庫からの成人障害者手当・単親手当償還など)から成っている。2005年から2007年では、年によって若干の変動があるが、使用者負担が金庫の総収入の58%前後となっている⁽³¹⁾。使用者側からは金庫の労使共同運営の形態や費用負担についての不満も聞かれるが、家族政策への直接の反対はないようである⁽³²⁾。

更に、家族手当金庫からの給付に加えて、3人以上の子どもを持つ大家族には、政府が支給する「大家族カード」による支援がある。2005年に全国家族会議で決定された制度で、フランス国鉄の料金の30%から75%の割引(割引率は子ども数による)を始め、大企業で構成されるパートナー・ネットワークの協力で、各種の割引が受けられる。2007年5月現在の政府の発表

⁽³⁰⁾ “Familles selon le type de familles en 1999” INED (フランス国立人口問題研究所) ホームページ
 〈http://www.ined.fr/fr/pop_chiffres/france/couples_menages_familles/familles_type/〉

⁽³¹⁾ Rapport n°59 Tome III (2006.11.8), p.13. フランス元老院ホームページ
 〈<http://www.senat.fr/rap/106-059-3/106-059-31.pdf>〉

⁽³²⁾ 『「少子化の要因と少子化社会に関する研究会」報告書』財務省財務総合政策研究所, 2005, p.326.

では、協賛企業は44、カード利用者は300万人であり、今後700万人に達する見込みとのことである⁽³³⁾。

次に、日本の現状についても簡単に見ておきたい。日本の児童手当は昭和47年（1972）に制度化された。当初は年間所得200万円の世帯の5歳未満の児童に対して月額3,000円の給付で、支給児童数は111.9万人であった。平成19年4月以降は、第1・2子は、3歳未満まで1万円、小学校6年まで5,000円、第3子以降は小学校6年まで1万円、所得制限は子ども2人のサラリーマンで860万円となっている。平成17年度の受給者数は約748万人である⁽³⁴⁾。

2 家族給付と所得再分配

フランスのこの手厚い家族関係給付は、所得再分配政策として、国民に理解され、かつ支持されている。

給付の中心となる「家族手当」には所得制限も国籍要件もないが、1997年に所得制限が導入されたことがある。金庫の財政が悪化していた時期で、「より公平で効率的」な政策をめざすとしてジョスパン首相（当時）がとった措置であったが、世論の激しい反対にあい、翌1998年の全国家族会議の席上で首相は所得制限の廃止を表明し、1年で撤回されることになった⁽³⁵⁾。これに先立つ1990年代前半に、フランス生活研究センターが家族政策について行ったアンケート調査によると、家族に対する公的な援助は不可欠だと考えるフランス人は、子どもの有無にかかわらず、95～96%に達している。1995年調査では、家族手当の主要目的を所得の再分配

（貧困対策、所得補助、不平等是正）ととらえる人は55.3%であり、出生率の維持をあげる人の12.5%をはるかに上回っていた⁽³⁶⁾。出生率の維持・上昇を目的として創設された家族給付は、その後のフランス市民の意識には所得再分配・連帯政策としても根付いたとみられるだろう。

こうした給付の実際の家計への効果はどのようなものであろうか。表2の給付額から、個別家庭への給付額を推計すると、①3歳未満児と新生児の子ども2人がおり、年収540万円未満の家族の場合、家族手当と乳幼児受け入れ手当基本手当で年額93.6万円が受給可能であり、②子どもを一人産んだシングルマザーの場合、産前は単親手当（住宅補助を含む）で月額10.3万円、産後3年間は単親手当（住宅補助）と乳幼児受け入れ手当で月額17.1万円が保障されることになる。家族給付受給家庭の17%において家族給付が毎月の総収入の半分以上を占めており、低所得家庭での主要な収入源となっている⁽³⁷⁾。

OECDでは、家族関係給付を含む税・社会保障の所得再分配効果について調査を行っている。効果と受給人口を、フランス・日本・OECD平均で比較したものが表3である。

表3からは、フランスの税・社会保障給付の貧困削減効果が大きいことがわかる。削減率は典拠資料の調査対象17か国中の最大で、最小が日本である。また、日本の社会保障給付受給者人口比も調査対象国の中で最小であるだけでなく、受給人口が貧困人口を下回っている。OECDは、2006年対日審査報告書でこの点にふれ、特に、日本のひとり親が、就労率が高いにもかかわらず貧困率が高く、これが子どもの貧

33) 2007年5月11日報道発表 Succès confirmé pour la cartes Familles nombreuses フランス保健・社会保障省ホームページ〈http://www.famille.gouv.fr/com_pr/31_070511.pdf〉

34) 厚生労働省『児童手当事業年報 平成17年度版』p.4.

35) 経過の詳細については、厚生科学研究『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 平成13年度報告書 厚生科学研究費』2002.3, pp.287-88を参照。

36) 少子・高齢化に関する国際研究委員会編『フランスの出生動向と家族政策』エイジング総合研究センター, 1998.3, pp.97-99.

37) 『フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因』日本労働研究機構欧州事務, 2003, p.57.

表3 税・社会保障の効果と社会保障給付受給者割合

	生産年齢人口中の構成比 (%)			
	2000年			1999年
	市場所得における貧困率	税・社会保障の貧困削減効果	可処分所得における貧困率	社会保障給付受給者割合
フランス	24.1	18.1	6.0	23.6
日本	16.5	3.0	13.5	11.4
OECD	18.2	9.7	8.4	19.7

(出典) OECD, "Income inequality, poverty and social spending in Japan", Economic Department Working Papers No.556, 2007.6, pp.21, 23より作成。「OECD」数値の2000年についてはOECD加盟17か国、1999年についてはOECD加盟16か国の平均値。なお、OECD定義による貧困は、「中位の可処分所得の50%以下の所得」である。

困率の高さにつながっているとしている⁽³⁸⁾。フランス雇用研究センターの調査によると、子どものいる家庭の貧困率は、再分配効果により、カップルの場合は17.9%から6.2%に、ひとり親の場合には41.7%から13.9%（3歳未満児がいる場合は70.0%から6.2%）まで削減されている⁽³⁹⁾。また、最近の内閣府の研究「日本の所得再分配－国際比較でみたその特徴」においても、家族給付・税控除の大きい国は、再分配効果・相対的貧困率低下効果が大きいことが指摘されている⁽⁴⁰⁾。

III 税制

日本の所得税制は、稼得者個人を課税単位とし、稼得者ごとに税率表を適用している。これに対し、フランスの所得への課税は、家族を単

位とし、子どもの数が多いほど有利な方式をとっている。いわゆるN分N乗方式と称されるもので、家族の所得をすべて合計した額を家族係数で割って、係数1あたりの課税額を求め、この課税額に再び家族係数をかけて家族全体の税額を計算する方法である。同じ所得の場合、家族係数が多いほど、基礎となる係数1当たりの課税所得額が低くなるため、累進課税のもとでは税負担が緩和される効果を生む。

この制度は1945年に創設された。当初は、結婚3年後で子どものいない夫婦は1.5、子どものいる家庭では大人は1、子どもは0.5と計算するものであった。1950年には、大人の家族係数は一律1となり、1979年には5人目以降の子どもの係数が1に引き上げられ、翌1980年には3人目以降の子どもの係数が1へと拡大されるなどの数次の改正を経て⁽⁴¹⁾、現在は、大人は1、子どもは2人までは0.5、3人以降は1となっている。また、フランスでは、非婚カップルも多いが、1995年末の法改正によって、非婚カップルも既婚カップルと同じ税制が適用されることとなった⁽⁴²⁾。

適用の効果について、藤井威氏は、課税所得が3万600ユーロ（約500万円）のフランスの家族を例とした試算を表4のように示している。子どもの数が増加するほど、税制で有利になることがわかる。このほか、家族給付の体系の中で保育費用に関連する控除があり、保険料納付期間・年金支給額の計算で子どものいる者への優遇措置があるなど、課税・社会保障の面で、子どものいる家族への負担軽減・優遇措置がと

⁽³⁸⁾ 「OECD対日経済審査報告書 2006年版 要旨」p.6. OECD東京センターホームページ
 〈http://www.oecd-tokyo2.org/pdf/theme_pdf/macroeconomics_pdf/20060720japansurvey.pdf〉

⁽³⁹⁾ Anne Eydoux, "Les familles monoparentales en France", *CEE Rapport de recherche No 36*, Juin 2007, p.63.
 〈http://www.cee-recherche.fr/fr/rapports/familles_monoparentales_france_rap36.pdf〉

⁽⁴⁰⁾ 太田清「日本の所得再分配－国際比較でみたその特徴」2006.12, pp.12, 26. 内閣府経済社会総合研究所ホームページ
 〈http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis180/e_dis171.pdf〉

⁽⁴¹⁾ Camille Landais "Le Quotient Familial a-t-il stimulé la natalité française ?", *Economie Publique*, n° 13, 2003, pp.52-53. 〈<http://economiepublique.revues.org/document279.html>〉

⁽⁴²⁾ Loi n° 95-1346 du 30 décembre 1995 de finances pour 1996, Art. 3.

表4 子どもの数による課税額の差

(単位 ユーロ)

	子どもなし	子ども1人	子ども2人	子ども3人
経費控除後課税所得	30,600	30,600	30,600	30,600
家族係数	2.0	2.5	3.0	4.0
計算税額	3,200	2,500	1,800	900
子どもなしの場合との比較	-	△700	△1,400	△2,300
円換算 (1ユーロ=150円)		△10.5万円	△21.0万円	△34.5万円

(出典) 藤井威「出生率は回復できる〈上〉」『中央公論』Vol.122 No.3, 2007.3, p.237.

られている。

ただし、N分N乗税制は、ある程度の年取にならないと負担減の効果があらわれず、所得の多い世帯ほど減税効果が大きくなる。この税制は特に多子家庭に対して、税率の累進性を緩和する効果があるが、低所得層に対しては効果が少ない。家族給付と税制による子育て家庭への支援効果を見ると、低所得層には、家族給付、住宅手当等の給付による再分配効果が、高所得層には家族係数による税制面での優遇の効果があるのに比して、中間層に対する手当・税制などの再分配効果が薄いと言われる⁽⁴³⁾。

IV 育児休業と企業の育児支援策

1 育児休業

フランスの育児休業である育児親休暇は1977年に、200人以上の労働者を雇用する企業に1年以上勤務する労働者を対象として導入された。制定時には、①母親を優先的取得者として位置づけている(父親の取得は、母親が取得しないかできない場合)、②中小企業は適用除外、③取得条件・取得方法が厳格、④2年まで取得できるが、全日休暇型のみ、⑤休暇中の所得保障なし、というものであった。その後、以下のような改正を経ている。

1983年：①父母の平等な取得権、②中小企業経

営に配慮のうえで適用範囲を拡大、③取得条件の柔軟化、④ハーフタイム労働型の導入

1985年：3人以上の子を持つ母親の職業活動中断については、子が3歳になるまで育児親手当で所得保障

1986年：育児親休暇の3年間への延長

1991年：①ハーフタイム労働にかわってパートタイム労働が認められ、取得時間が多様化される、②3歳未満の養子にも取得を認める

1994年：育児親手当による所得保障を第2子からに拡大

2004年：乳幼児受け入れ手当中の就業自由選択補足手当により、第1子も6か月まで所得保障

所得保障やパートタイム型の休業取得など、育児休業法制は整備されてきたが、低年齢での保育サービスが発達しているフランスでは、育児休業を取得せずにフルタイムで復帰という選択も可能で、実際に多く見られる。2005年のEUの調査報告によると、対象となる母親の育児休業取得率は1/2から1/3である⁽⁴⁴⁾。内閣府の2005年の報告書でも、フランスでは67.8%の女性が育児休業を取得せず、55.1%の女性が産休後はフルタイムで復職している⁽⁴⁵⁾。しかし、全ての女性労働者についてこの選択が

(43) 前掲注(32), pp.154-155.

(44) Plantenga and Remery, *Reconciliation of work and private life: A comparative review of thirty European countries*, European Commission, 2005, p.49. EUから刊行された本資料は、EU構成国を見渡した、ワークライフバランス政策についての報告書である。

(45) 林伴子・為藤里英子「フランス、スウェーデンと日本の出生率」『ESP』2005.8, p.249.

あてはまるわけではない。1994年の所得保障の拡大後、保育費用を負担して仕事に復帰するよりも、手当を受給して家庭にとどまる母親が急増した。二児の母の労働力率は1994年に70%であったものが、90年代後半には55%程度にまで落ち込んだ。このような就業の中断は、専門性を持たない労働者層にとりわけ多く、かつ、その層がいったん労働市場から退出すると、再就職時にも不利となる⁽⁴⁶⁾。2005年の全国家族会議においてドビルパン首相は、育児休業の改革を柱とする政策を打ち出した。出生率の向上と女性の経済自立を推進するために、3人めの子どもが生まれたカップルが、法的に認められている3年間の育児休業を1年にした場合、育児休業手当を4割強増額するというもので、2006年7月に施行された⁽⁴⁷⁾。

2 父親休暇

フランス生活研究センターが1990年代前半に行った世論調査中、育児親手当受給者の99%が女性であることについてのアンケートで、41%の人々は、父親も受給できるように政策誘導することで状況を変えるべきだとしていた。働く女性からの回答では、この率は51%にのぼった⁽⁴⁸⁾。2001年の全国家族会議での決定を受けて、出産時の父親休暇が年末に法制化され⁽⁴⁹⁾、2002年1月から導入された。労働法典の規定にある出産・養子縁組時の休暇3日間に

加えて、11日間の有給の父親休暇が取得可能となった。

休暇中は賃金の手取り基礎日額が100%、71.81ユーロ（約1.2万円）を上限として⁽⁵⁰⁾補償される。雇用連帯省（当時）の報告によると、制度化の2002年1月以降、取得者は48%内外で大きな変動がない（2004年には出生数764,000に対し、父親休暇取得者は369,000人）。取得者の大半は、法定の有給休暇をフルに取得し、平均取得日数は10.8日である⁽⁵¹⁾。雇用連帯省は、この父親休暇を含めて、出産時の親の休暇取得について2004年にアンケート調査を実施した。それによると、①出産時に休暇を取得する父親は8割、②うち8%は出産時の3日のみ、③35%が3日と父親休暇11日、④27%がその他の休暇を加えて平均25日の休暇を取得、⑤雇用労働者では81%が父親休暇を取得するが、自営業者（農業、商業など）の取得率は22%、管理職は49%である⁽⁵²⁾。このように父親休暇の取得率はかなり高いが、父親による育児休業の取得率は低く、女性では対象者の1/2から1/3が取得するのに対して、男性は1/100に過ぎない⁽⁵³⁾。

日本では、配偶者の出産や父親休暇については法制がないが、配偶者出産休暇制度のある事業所は33.0%である。同制度のある事業所では、94.6%が取得可能日数が1～5日で、84.7%が有給となっており、平成17年度に配偶者が出産した男性労働者に占める取得者割合は55.6%

(46) Élisabeth Algava et al., "Les bénéficiaires de l'Allocation parentale d'éducation : trajectoires d'activité et retour à l'emploi", *DREES Études et résultats* N° 399, mai 2005.

〈<http://www.sante.gouv.fr/drees/etude-resultat/er399/er399.pdf>〉

(47) complément optionnel de libre choix d'activité (就業自由選択オプション手当) 家族手当金庫ホームページ 〈<http://www.caf.fr/cataloguepage/ActiPajeColca.htm>〉

(48) "Les modes de garde et d'accueil des jeunes enfants", *Collection Statistiques* n° 1, juin 2000. 雇用連帯省ホームページ 〈<http://www.sante.gouv.fr/drees/seriestat/collstat01.htm>〉

(49) Loi n° 2001-1246 du 21 décembre 2001 de financement de la sécurité sociale pour 2002, Art.55.

(50) アルザス・モーゼル県は70.33ユーロである。

(51) Denise Bauer et Sophie Penet, "Le congé de paternité", *DREES Études et résultats* N° 442, novembre 2005, p.3. 雇用連帯省ホームページ 〈<http://www.sante.gouv.fr/drees/etude-resultat/er442/er442.pdf>〉

(52) *Ibid.*, pp.5, 8.

(53) Plantenga and Remery, *op.cit.*, p.49.

となっている⁽⁵⁴⁾。育児休業取得率（出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者割合）は、平成18年度で女性88.5%、男性0.57%である⁽⁵⁵⁾。取得者には一定要件のもとで育児休業給付が支給されるが（取得日数要件は、月20日以上）、平成17年度の給付受給者（基本給付金の初回受給者数）は、女性118,339人、男性714人である⁽⁵⁶⁾。平成12年に子ども未来財団が行った「子育てに関する意識調査」によると、子育て層の男性の51.3%が男性の育児休業取得に肯定的であるにもかかわらず⁽⁵⁷⁾、この希望が実際の取得には結びつきにくい現状である。

3 企業と育児支援策

ここでは、労働者に対する企業の支援のあり方と、企業に対する国の支援のあり方について述べる。

育児休業取得への企業の対応については、欧州生活・労働条件改善財団が、2004-2005年に欧州規模で行った企業調査にもとづく研究報告がある⁽⁵⁸⁾。これによると、フランスで過去3年間において育児休業取得者の出た事業所は、官民、業種の差はあまりなく、60%弱である（EU21か国平均は51%、最高はスウェーデンの89%）⁽⁵⁹⁾。育児休業取得に対し、事業所が講じた措置は、①有期契約従業員の雇用（回答中の割合は62%、ただし複数回答）、②既存の従業員間で

仕事を分担（47%）、③派遣会社から従業員を雇用（17%）、④正規の従業員を新規に雇用（15%）などである⁽⁶⁰⁾。なお、育児休業取得によって問題が生じたとする事業所は16%で、特に問題なしとする事業所は84%であった（EU平均はそれぞれ11%、88%）⁽⁶¹⁾。主たる問題としてあげられるのは、①代替要員をみつけることの困難さ（回答中の割合は74%、ただし複数回答）、②スタッフと仕事の継続性が途切れること（69%）、③休業後の復職の不確定さ（67%）、④復職後のスタッフの再統合の問題（37%）などである⁽⁶²⁾。多くの事業所が、主として有期契約の従業員を雇用して育児休業取得に対応し、休業取得をそれほど問題視していないことがうかがえる。育児休業取得がより普及しているスウェーデンでも、取得に対する事業所の主たる対応は有期契約の従業員の雇用である（回答事業所の70%）⁽⁶³⁾。ちなみに、日本では、育児休業取得者があった事業所での対応は、①同じ部門の他の社員で対応（47%、複数回答）、②派遣労働者やアルバイトなどの代替要員を雇用（44%）、③事業所内の他部門などからの人員の異動（13%）、と事業所内での分担が中心となっている⁽⁶⁴⁾。

子どもを持つ労働者のために企業が講ずるワークライフバランス施策に対して、2004年から国の財政支援がなされている。企業内における従業員の保育にかかる経費（事業所内保育所

54) 厚生労働省『女性雇用管理基本調査 平成17年度』pp.23-24.

55) 厚生労働省報道発表『「女性雇用管理基本調査」結果概要 平成18年度』
〈<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/08/h0809-1/03-26.html>〉

56) 厚生労働省「第18表 育児休業給付」『雇用保険事業年報 平成17年度』p.15.

57) 子ども未来財団『子育てに関する意識調査事業調査報告書 平成12年度』p.24.
〈<http://www.kodomomiraizaidan.or.jp/houkoku/chosa/h12.pdf>〉

58) *Parental leave in European companies: Establishment survey on working time 2004-2005*, 2007.
〈<http://www.eurofound.europa.eu/pubdocs/2006/87/en/1/ef0687en.pdf>〉

59) *Ibid.*, p.15.

60) *Ibid.*, p.34.

61) *Ibid.*, p.30.

62) *Ibid.*, p.31.

63) 平成16年に内閣府がスウェーデンについて行った調査でも、ほぼ同様の結果がみられた。『スウェーデン企業におけるワーク・ライフ・バランス調査 報告書』内閣府経済社会総合研究所, 2005, p.109.

64) 厚生労働省 前掲注54), p.13.

など) や育児親休暇はじめ子どもに係る休暇を取得する労働者の支援のための経費については、その総額の25%を年50万ユーロを限度として法人税から控除する⁽⁶⁵⁾。この税制導入後、企業内保育所の増加、企業内保育所の設置などに関するコンサルティング会社の活動の活発化などの効果がみられたとのことである⁽⁶⁶⁾。2005年の欧州委員会の調査では、事業所内保育所は、銀行、病院、ミシュラン、郵便局などを始め、224事業所が運営しており、1万5千人から2万人を受入れている⁽⁶⁷⁾。このほか、2004年の調査では、雇用者10人以上の企業の14.3%で独自の手当給付も行っている⁽⁶⁸⁾。

V 保育サービス

1 保育の形態と動向

フランスは、先進国の中でも例外的に早くから幼児教育を充実させてきた。3歳以上になると、義務教育ではないものの、ほぼ全員が保育学校に入学している。日本の幼稚園にあたる保育学校*école maternelle*は公立が主流である⁽⁶⁹⁾。公立は無償で、保育時間はおおむね8時頃から16時頃までとなっている。2歳から5歳までの子どもを受け入れているが、4-5歳児は1960年代から70年代にかけて、3歳児も1990年代後半にはほぼ100%の在学率となった⁽⁷⁰⁾。

幼児教育だけでなく、低年齢からの保育も普及しており、かつ多様である。Ⅲで、家族給付は低所得層に高い再分配効果を持ち、税制は高所得層に優遇の効果があるが、経済的支援の効果は中間層に対しては薄いと述べたが、多様で利用しやすい保育サービスが手近に存在することは、どの層にとっても両立支援効果がある。特に、幅広い中間層に対して有効な政策であることの意義は大きい。

フランスの保育サービスは概ね表5のように類型化できる。

伝統的にフランスの保育サービスの主流は、認定保育ママによる在宅サービスである。現在、保育所の増設が進んでいるが、2005年のフランスの3歳未満児の43%が保育サービスを受けており、その2/3は親が雇用する認定保育ママによる在宅保育である⁽⁷¹⁾。保育ママについては1977年に認定制度が創設され、資格、労働条件、親の使用者負担等が定められた⁽⁷²⁾。ただし、1980年代には10万人台であった認定保育ママ数が急増するのは、保育ママの雇用にかかる給与・社会保険料を補助する手当が導入された1992年以降である。認定保育ママ数は1995年には約23万人、2000年には約32万人となった⁽⁷³⁾。2005年には認定者は約38万人であるが、親に直接雇用されているのは約26万人である。保育ママについては、全体的な質の保障が現在の課題となっている⁽⁷⁴⁾。

(65) Loi n° 2003-1311 du 30 décembre 2003 de finances pour 2004, Art.98I.

(66) 前掲注(32), p.338.

(67) Plantenga and Remery, *op.cit.*, p.44.

(68) 神尾真知子「フランスの企業と「少子化対策」」『日本労働研究雑誌』No.553, 2006.8, p.62.

(69) 2004年度では公立が17,703校、私立184校である。文部科学省『教育指標の国際比較 平成19年版』p.86.

(70) 文部科学省『教育指標の国際比較』各年版による。

なお、2005-2006年では、2歳児の保育学校在園率も24.5%に達している。INSEE, Nombre d'élèves du préélémentaire par âge et taux de scolarisation des enfants de 2 à 5 ans.

(http://www.insee.fr/fr/ffc/chifcle_fiche.asp?ref_id=NATSOS07102&tab_id=362&souspop=5)

(71) "L'accueil collectif et en crèche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2005", *DREES Etudes et resultats* N° 548, 2007.1, p.8. 雇用連帯省ホームページ (<http://www.sante.gouv.fr/drees/etude-resultat/er548/er548.pdf>)

(72) Loi n° 77-505 du 17 mai 1977 relative aux assistantes maternelles.

(73) F. Leprince, *L'accueil des jeunes enfants en France*, 2003.1, p.103.

(<http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/034000070/0000.pdf>)

表5 フランスの保育サービス

保育形態		概要
施設 保育	集団保育所 crèche collective	<ul style="list-style-type: none"> ・親が働いている3歳未満の子どもを保育 ・①地域保育所、②事業所内保育所、③親保育所（親の自主運営）の3類型あり。 ・①は定員60名、保育時間は8-12時間、②は定員60名、③は定員20名（特例で25名まで）。定員20名の小規模なミニ保育所も認められている ・2005年の受入数は143,761人
	一時託児所 halte-garderie	<ul style="list-style-type: none"> ・6歳未満の子のための託児サービス ・保育学校に併設されて、保育学校終了後の託児施設となる場合も多い。 ・①自治体・団体による託児所、②親託児所の2類型がある。 ・①は定員60名定員、②は定員20名（特例で25名まで） ・2005年の受入数は59,223人
	幼稚園 jardin d'enfant	<ul style="list-style-type: none"> ・日中、3-6歳の子どもの保育を行う。場合により、2歳も受け入れる。 ・定員80名 ・2005年の受入数は8,573人
	複合施設 accueil polyvalent	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の保育機能を備えた施設（保育と一時的託児など） ・①自治体・団体の運営施設は定員60名、②親の運営施設は定員20名（特例25名まで）、③集団保育所と家庭保育所の複合施設では定員100名 ・2005年の受入数は43,150人
	家庭保育所 crèche familiale	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で子どもを保育する認定保育ママを、自治体や団体が集団として運営管理し、親は運営団体と契約 ・定員150名 ・2005年には、所属保育ママ数は24,000人、受入数は61,857人
在宅 保育	保育ママ assistante maternelle	<ul style="list-style-type: none"> ・居住する県の認定を受けた認定保育ママによる、保育ママの住居での保育 ・能力や住居の状況により、最高3人までを保育 ・親は保育ママ個人と契約 ・2005年に雇用された保育ママ数は264,000人、保育子ども数は690,000人
	家庭で保育者を雇用 l'accueil a domicile	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自宅で、保育者（ベビーシッターなど）を雇用し、保育費用については、家族手当金庫からの補助的手当が受給できる。 ・2家族が共同で雇用するケースもある。

(出典) G.Bailleau, "L'accueil collectif et en crèches familiales des enfants de moins de 6 ans en 2005", DREES Document de travail, no 111, 2007.5より作成。2005年統計は、"L'accueil collectif et en crèche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2005", DREES Etudes et resultants, N° 548, 2007.1, p.6, 及び、"Les assistantes maternelles en 2005", DREES Etudes et resultants, N° 581, 2007.6, p.3による。

施設保育の主力は、集団保育所と家庭保育所である。受入児童数は、1975年に5万4千人弱（うち集団保育所が7割強）であったものが⁽⁷⁵⁾、1985年に約13万人、1995年に約20万人と増加し⁽⁷⁶⁾、2005年には約32万人（うち集団保育所が8割強）に達している。近年、施設数・受入児童数共に、複合施設の伸びが著しい。

参考までに、1990（平成2）年以降の日本の

保育の状況は表6のとおりである。1995（平成7）年に、保育の充実を図る「エンゼルプラン」が開始された。その後、在所児は増加しているが、施設数には大きな変化がなく、公営施設は減少方向にある。さらに三位一体改革によって、2004（平成16）年以降、公立保育所予算が一般財源化（国からの補助制度の廃止）され、保育園民営化の一層の進行が予想される。2007（平

(74) François Aballéa, "La professionnalisation inachevée. des assistantes maternelles", *Recherches et Prévisions* Juin 2005- n° 80, p.55. フランス家族手当金庫ホームページ
[http://www.caf.fr/web/WebCnaf.nsf/090ba6646193ccc8c125684f005898f3/800c319081804d15c125730d0022e688/\\$FILE/RP80-FAballea.pdf](http://www.caf.fr/web/WebCnaf.nsf/090ba6646193ccc8c125684f005898f3/800c319081804d15c125730d0022e688/$FILE/RP80-FAballea.pdf)

(75) *Les crèches : novembre 1975*, Paris:Documentation française, c1976, p.83.

(76) 1985年、1995年の統計は、Leprince, *op.cit.*, p.102.

表6 日本：保育所在所児数の推移（1990-2005年）

	1990年	1995年	2000年	2005年
保育所施設数	22,703	22,488	22,199	22,624
うち、公営	13,371	13,184	12,707	11,752
うち、私営	9,332	9,304	9,492	10,872
保育所在所児数（千人）	1,724	1,679	1,904	2,118
うち、公営	957	913	996	1,007
うち、私営	767	766	908	1,112
対就学前児童人口割合（%）	-	21.4	24.7	28.8

（出典）厚生労働省「平成2年社会福祉施設調査」「平成17年社会福祉施設等調査結果の概況」（2007.2.13報道発表⁽⁷⁸⁾）より作成

成15)年の全国保育協議会の調査では、今後の公立保育所数の減少を見込む自治体が約2割に上っている⁽⁷⁷⁾。

2 待機児童問題

このように、在宅・施設両面で充実を図っているフランスの保育であるが、待機児童も存在すると言われる。パリ市でも、母親には集団保育の志向があるが、市内に新しい保育所の用地を見つけることが困難であり、また、住宅環境から、認定保育ママについても基準を満たす住宅を確保することが容易でないことにより、待機が生じていると言われていた⁽⁷⁹⁾。

最近のパリ市の発表によると、2001年以降、4,516人分の保育枠が増加した。2007年3月末現在の3歳未満児の保育の状況は表7の通りである。

現パリ市長ドラノエ氏は、2001年の選挙時に、保育施設の拡充が市政の最も重要な課題で

表7 パリ市：3歳未満児の保育の状況（2007年）

	数（人）	割合（%）
集団保育	26,980	60.7
うち、公立	19,779	44.5
うち、私立	7,201	16.2
保育ママ	4,079	9.2
給付を受けて自宅で保育者を雇用	11,898	26.8
保育学校	1,490	3.3
計	44,447	100

（出典）パリ市ホームページ“Accueil des enfants de moins de trois ans à Paris”より作成
 〈<http://www.paris.fr/portail/viewmultimedia-document?multimediacdocument-id=29663>〉

あると訴え、4000-5000人分の保育枠創出を公約して当選した⁽⁸⁰⁾。2007年に満了する任期内に、この公約を実現したことになる。パリ市の0-2歳人口は、1999年の国勢調査では54,278人であったので⁽⁸¹⁾、0-2歳児の8割前後は何らかの保育サービスを受けていると推測される⁽⁸²⁾。平成17年の東京都では、0-2歳の保育園在所児童数は49,019人で、平成17年住民基本台帳の同年齢人口293,564人の16.7%であるのと比較すると、かなりの高率である。近年の施策で、パリの待機児童は解消方向に向かっているようである。

しかし、全国的にはかなりの地域差が見られる。2005年現在で、全ての保育形態を合せても3歳未満児の受入枠が44%に達しない県が、フランス本土96県中の半数にあたる49県である。特に、北部では施設保育・在宅保育のいずれも不足している⁽⁸³⁾。

(77) 「「公立保育所は減少」2割 全保協調査 自治体の09年度見込み」『福祉新聞』2007.8.6.

(78) 『平成17年社会福祉施設等調査結果の概況』厚生労働省ホームページ
 〈<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/05/kekka1-4.html>〉

(79) 前掲注(32), p.340.

(80) 厚生労働省『2003～2004年 海外情勢報告』p.29.

(81) “Recensement de la population française Mars 1999” INSEEホームページ
 〈http://www.recensement.insee.fr/FR/ST_ANA/D9A/POPALLPOP1APO1A2D9AFR.html〉

(82) 厚生労働省『平成17年社会福祉施設等調査』による。

(83) “L'accueil collectif et en crèche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2005”, DREES Etudes et resultats N° 548, 2007.1, p.7. 雇用連帯省ホームページ 〈<http://www.sante.gouv.fr/drees/etude-resultat/er548/er548.pdf>〉

3 保育にかかわる費用負担

まず、親の支払う保育料の例を紹介する。フランスの公立の集団保育所の保育料は、所得・保育児童数・保育日数によって異なっている。パリ市の保育料の事例では、年収30,000ユーロ（約490万円）・子ども1人・週5日保育の場合は月額300ユーロ（約49,000円）、年収15,700ユーロ（約256万円）・子ども3人・週4日保育の場合は月額83.68ユーロ（約13,700円）である⁽⁸⁴⁾。保育ママの費用（一般に公立保育所より高いようである）や、家庭でのベビーシッター等の雇用には、家族手当金庫からの補助があり、また、税控除の対象となる。

日本の場合、1～2歳までの子どもの保育費用は、認可保育所で月2～3万円、認可外施設では3～5万円である。ベビーシッターサービスについての実態調査では、5万円以上を支払う層は40%を超えており、全体として保育費用は若年の子育て層には大きな負担となっている⁽⁸⁵⁾。

次に、保育施設にかかわる費用負担について述べる。保育所の設置・運営のコストは、主として家族手当金庫が担っている。集団保育所の開設に際しては、市町村や団体が県の認定を受けて設置するが、財政面では、家族手当金庫に提案して契約を締結する。家族手当金庫は、施設建設費については最大85%までの範囲で、運営については50%から70%の範囲で補助を行う。保育施設をはじめとする家族関連施設の設

置・運営などの社会福祉活動の長期計画については、国と家族手当金庫の間で協定が結ばれる。2005年8月に、2005年から2008年の4年間の運営協定が締結された⁽⁸⁶⁾。国は金庫に対して追加予算による支援を行い、金庫は2008年までに保育定員1万5千人分、関連の雇用2,100人を創出するというものである⁽⁸⁷⁾。2007年の社会福祉活動費予算は家族手当金庫の総予算中の約6.7%、約38億ユーロである⁽⁸⁸⁾。なお、家族手当金庫の財政状況から、保育施設については、2006年から設置への補助を優先することとして、運営費補助が従来の63%から55%に切り下げられた。これに対して、市町村会からは、家族手当金庫の負担分の減少は、自治体の負担増を招くとの苦情も出たが⁽⁸⁹⁾、パリ市の例にもみるように、政策としての保育園の増設への反対はないようである。

おわりに

以上、家族への経済的支援策、労働者の職場における両立支援策、保育サービスの各分野でのフランスの状況を、課題をも含めて概観した。当初は、出生率の上昇を目的として、男性を稼ぎ手とする伝統的な家族に対する経済的支援策として出発したのが、フランスの少子化対策である。個別の企業で始まった支援が、家族への支援の社会的合意を形成して、それ以降の家族に対する政策の基盤となった。その後の労働のあり方や家族のあり方の変化に合わせて、

⁽⁸⁴⁾ “REGLEMENT INTERIEUR DES CRECHES COLLECTIVES, JARDINS MATERNELS ET JARDINS D'ENFANTS” パリ市ホームページ

〈<http://www.paris.fr/portail/viewmultimediacdocument?multimediacdocument-id=9839>〉

⁽⁸⁵⁾ 内閣府『国民生活白書 平成17年版』pp.136-140。

⁽⁸⁶⁾ “Convention d'objectifs et de gestion entre l'Etat et la Cnaf 2005-2008” フランス社会保障省ホームページ
〈<http://www.securite-sociale.fr/chiffres/cog/cnaf/cogcnaf2005-08.pdf>〉

⁽⁸⁷⁾ 雇用相2005年7月8日記者発表 “Accord sur la hausse du budget d'action sociale de la CNAF”
〈http://www.famille.gouv.fr/com_pr/31_050708.htm〉

⁽⁸⁸⁾ Sénat Rapport n° 59 Tome III (2006.11.8), pp.25-26. フランス元老院ホームページ
〈<http://www.senat.fr/rap/106-059-3/106-059-31.pdf>〉

⁽⁸⁹⁾ 市町村会の家族問題担当及び全国家族手当金庫宛書簡 (2006.7.19) フランス市町村会ホームページ
〈http://www.amf.asso.fr/documents/document.asp?ID_DOC=7927&REF_SPA=01&ref_arbo=120〉

国の政策も、市民がその生活のあり方を自由に選択することを支援する方向に転換してきた。政策の展開の過程では、家族会議などの国民的な論議の場が大きな役割を果たしている。市民、特に女性は、生活と調和する労働を望み、同時に、そうした労働のあり方が高齢化社会の持続可能性を維持するためにも必要となってきた。現在のフランスでは、両立が最も困難な乳幼児養育期の支援のために、保育が少子化対策の重点に置かれている。給付、税制、休業、保育のどの面でも充実した多様な家族政策は、社会階層による格差を縮小する効果もあり、経営者層、管理職層から非就業層までの各社会経済的階層での出生力の差が少ないことがフランスの特徴となっている⁽⁹⁰⁾。

こうした少子化対策のあり方は、単にフランスだけでなく、現在のヨーロッパ全体で共通認識ともなってきた。労働人口の高齢化と減少に直面して、1990年代後半からのEUの雇用戦略は、失業率を低下させることから、さまざまな原因で非労働力化している人々を労働市場に参入させる「フル就業」へと目標を転換した。特に、女性の労働市場への参画の進展や、家族のあり方の変化から、就業率の向上のためには、ワークライフバランス政策の積極的な推進が必要である。欧州委員会は、2005年に、各国の政策を比較し、今後への提言を盛り込んだ報告書を刊行した。ここで、ワークライフバランス政策を構成するものとして検討されているのが、保育サービス、育児休業、柔軟な労働時間、経済的支援、企業のあり方、の5項目である。フランスは、保育サービスと育児休業についてかなり良好な条件を達成している国とし

て、スウェーデンと共にあげられている。ただし、報告書では、検討された各施策は、個別に追求されるべきものではなく、将来的にはケア・教育・余暇を包括した政策体系に一本化してゆくべきと提言している⁽⁹¹⁾。さらに、欧州委員会は、ヨーロッパの人口の今後についての2006年10月のコミュニケーションにおいても、出生率の低下への対策としても、ワークライフバランスの支援に優先的に取り組むべきとしている。EUの各種調査からは、カップルにはより多くの子どもを持ちたいとの希望があることが判明しており、かつ、国際比較によれば、いくつかの国で家族政策や関連施策が一定の効果を示すに至っているからである⁽⁹²⁾。

また、家族への経済的支援策と保育とは、少子化対策であるだけでなく、次世代育成、格差是正のための社会政策でもある。この観点で、OECDからは多くの報告や提言が出されている。2005年のOECD社会政策担当大臣会合の報告書『拡大する機会』もその1つで、ここでも保育をはじめとするワークライフバランス施策の重要性が強調されている⁽⁹³⁾。

このように、出生率の低下している先進諸国において、少子化対策は、出生率上昇のみを目標とするものではなく、社会政策として位置づけられている。また、現在、少子化対策の中心となっているワークライフバランス政策は、EUやOECDでは、単に労働時間のあり方だけでなく、経済的支援、保育も含む政策として組み立てるべきものとして認識されている。フランスも、個々の施策分野では、日本同様に財源などの問題を抱えながらも、家族給付、育児休業、保育サービスなど、どの分野においても、

(90) 黒須里美「出生率回復をめぐる政策効果と意義：フランスとイギリスの比較を中心として」『麗澤大学紀要』Vol.83, 2006.12, pp.72-73.

(91) Plantenga and Remery, *op.cit.*, pp.79-80. 本報告書については、前掲注(4)参照

(92) Commission Communication “The demographic future of Europe - from challenge to opportunity”, 2006.10.12 COM(2006) 571final, p.7. EU雇用・社会問題・機会均等総局ホームページ
(http://ec.europa.eu/employment_social/news/2006/oct/demography_en.pdf)

(93) “Extending opportunities : how active social policy can benefit us all”, Organisation for Economic Co-operation and Development, c2005, p.84.

論議を経て制度の改変を繰り返しつつ、現在の充実した少子化対策を築いてきた。フランスに比して日本の少子化対策は後発であるが、時間的には大きな余裕はない。具体的な成功例とし

てのフランスからどこを有効に学ぶのかは、今後の少子化対策へのカギの一つとなろう。

(やなぎさわ ふさこ 社会労働調査室)